

決 裁	事務局長	係長	主査	係員

貸出	返却

逗子市社会福祉協議会 福祉機器等借用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会 会長 様

借用申請者

団体名	_____
団体代表者名	_____
申込者名	_____ 印
住 所	逗子市 _____
電話番号	_____

下のとおり、福祉機器を借用したいので申請いたします。

借用品	機器名	料金〈一般・会員〉	数量	使用料	備考	
	テント(大)	¥1,500 / ¥500				
	テント(中・小)	¥900 / ¥300				
	長 机	¥150 / ¥50				
	パイプイス	¥30 / ¥10				
	綿菓子機	¥1,500 / ¥500				
	ポップコーン機	¥1,500 / ¥500				
	合計金額				¥	代金 受領者
※ 会員料金は、逗子市社会福祉協議会団体会員と対象となります。				領収書 No.		
借用目的						
借用場所						屋内・屋外
借用期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )					
確認事項	<p>(1) 料金は借用日数にかかわらず、1つの行事を1回として発生します。  (2) 使用時および搬送時には注意をもって取扱い、維持、管理してください。  (3) 機器の全部又は一部を破損した場合や紛失した場合は、すみやかに当会にその状況を報告してください。  (4) 借用期間中の破損・紛失等の損害は借用者が弁償するものとします。  (5) 返却時には貸出時と同様の状態にしてください。  テント、イス、机にしましては、屋外でご利用の際についた泥汚れ等は落とし、雨などで濡れた場合は完全に乾かしてご返却ください。ポップコーン機・綿菓子機にしましては、食品衛生に気を遣ってご使用ください。また、使用後のお手入れは説明書 をよく読み、丁寧に行ってください。間違った方法は破損の原因になりますので特にお気をつけください。  (6) 機器の貸出および返却は、原則、平日9時から15時です。ご都合が悪い等やむを得ない場合はその他の時間でも対応いたしますのでご相談ください。ただし、職員が機器の状態を確認できずに貸出および返却がなされ、不備が発覚した場合には、あらためてお問合せさせていただきますのでご了承ください。</p>					

※ 確認事項に同意いただけましたら、太枠の中のみご記入ください。

特記事項:

何かご不明な点等がありましたらご連絡ください  
**社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会**  
電話 046(873)8011 FAX 046(872)2519